

## 令和2年度 第10回 自治推進委員会 会議録

開催日時	令和2年11月11日（水曜日） 午後7時00分・開会 午後8時44分・閉会
開催場所	湧別町文化センターTOM 大ホール
出席委員等	委員 村田委員長、楨副委員長、・横尾・高野・鈴木・石田・斉藤 （一）・出口各委員 オブザーバー 石塚総務課長、梅津社会教育課長 総務課 坂本主幹
欠席委員等	斉藤（安）・北村・中原・渡邊・入江・工藤・菅原各委員
事務局職員	企画財政課：佐藤課長、西海谷主幹、奥田主任
議 題	（1）第9回自治推進委員会の会議録について（振り返り） （2）出口委員からの提言に対する協議について （3）次回会議日程について （4）その他
会議の公開	公 開
傍聴人の数	0名
提出資料	（1）第10回 自治推進委員会議案 （2）資料（湧別町審議会等の委員公募要綱、SDGs） （3）自治会設置条例の見直しについて
そ の 他	

## 1. 開 会

佐藤課長) 第10回目の湧別町自治推進委員会を開催致します。本日の出席委員は8名であり、委員の過半数が出席しておりますので、会議が成立していることをご報告致します。

それでは、開会にあたりまして、村田委員長からご挨拶を頂きたいと思います。

## 2. 委員長あいさつ

村田委員長) 自治推進委員会も残り数回となり、答申書に盛り込む内容について皆様からご意見を頂いておりますが、引き続き忌憚のないご意見を頂きまして、ご協力のほどよろしくお願い致します。

佐藤課長) 入場に際し検温及び消毒にご協力頂きましてありがとうございます。これからの進行につきましては、村田委員長より進めていただきますので、よろしくお願い致します。

## 3. 議 題

### (1) 第9回 自治推進委員会の会議録について（振り返り）

村田委員長) 本日の議題は4つほど用意されており、その中に自治会設置条例の見直しについての議題があり、自治基本条例にも関係する内容となっておりますので、後ほど担当より説明していただくこととなっております。

それでは、最初に議題の(1)第9回自治推進委員会の会議録について確認したいと思います。

※事務局から会議録の内容を説明

村田委員長) 前回の会議では、第2期自治推進委員会における会議録のまとめで第3章「町民参加」、第11章「条例の見直し」についてまでを協議をしておりますが、その中で4つの意見を提言に盛り込むこととなりました。

一つ目は、公職選挙法や民法の改正に伴い、条例第13条の「町民参加」における条文の年齢を20歳から18歳に改正することとしました。

二つ目は、「町民投票」の関係です。湧別町は、議会での議決を要する個別設置型を取り入れています。将来的には常設型に移行する方向で検討するよう提言することとしました。このことについて、委員の皆様のご意見をいただきたいと思います。

【主な意見】

- 将来的には常設型を検討してもいいが、町民投票は実施の前に十分な議論を尽くすことを前提にしており、町民主体のまちづくり町民会議のような議論する場を設ける事が優先だと思います。(楨副委員長)
- 行政はあくまでサポート役となり、町民主体で町の問題を議論できる組織が設けられればいいと思います。また、提言としては常設型を視野に入れるという表現だけではなく、議論する場を設けることも盛り込む必要があると思います。

村田委員長) 町民投票については、委員の皆様からこれまでも様々なご意見を頂いておりますが、将来的には常設型を視野に入れ検討することを提言することとします。

各委員) 異議なし。

佐藤課長) これまでの住民投票にかかる議論については議案1ページで整理したとおりですが、個別設置型は地方自治法で権利として定められており、条件を満たせば議会に提案できますが、この委員会ではその条件を満たすまでのハードルが高いので、常設型としても良いのではないかという意見も出されました。この議題については第1期から協議されており、条例解説書にも常設型への移行を検討する必要があると記載されています。常設型とする場合のルール作りについては、委員が言われたとおり町民が議論できる場を設ける必要があると思います。また、提言の中で常設型を視野に入れるとありますが、これは個別設置型と常設型に対する両方の意見をまとめた意味合いとしております。

村田委員長) 三つ目ですが、自治基本条例の基本理念の実現に向けて、職員は町民が主権者であることを常に認識し、町民との信頼関係を築くため、職員一人ひとりが率先して明るい挨拶をするように心がけてもらうことを、提言として盛り込むことについて委員からの意見をお伺いします。

各委員) 意見なし。

村田委員長) 四つ目ですが、行政が自治基本条例に基づいて行ってきた取り組みを検証するための、庁舎内組織の設置を提言として盛り込むことについて、委員からの意見をお伺いします。

各委員) 意見なし。

村田委員長) 以上で会議録の確認を終了します。会議録は町ホームページで公開されてます。

## **(2) 出口委員からの提言に対する協議について**

村田委員長) 続きまして、議題(2) 出口委員からの提言に対する協議についてですが、前回の会議において出口委員から6つの事柄についての提言がありましたので協議したいと思います。はじめに、事務局からの説明を受けたいと思います。

### **※事務局から議案の内容を説明**

村田委員長) 一つ目の介護者支援についてですが、事務局からは部門別の計画に該当するため、自治基本条例に規定するのは望ましくないということですが、委員の皆様からの意見をお伺いします。

### **【主な意見】**

- 事務局からの説明どおり部門別の計画に該当するもので、自治基本条例に規定する必要は無いと思います。
- 自治基本条例に規定してしまうと計画の自由性が無くなり、また方向性が変わるたび条例を改正しなければならないことから、条例に規定する必要はないと思います。
- 私の基本的な考えとしては、自治基本条例の改正も考慮していますが、常に法律や条例に関しては主体が町民であり、かつ弱者を第一に考えなければならないという思いがあります。時代の流れの中で介護士の人手不足という厳しい状況もあり、介護する側に焦点を当てた意見を出しました。このような意見があることをしっかり答申の中に付け加えて頂ければと思います。

村田委員長) 介護者支援については、提言に盛り込まないということでしょうか。

各委員) 異議なし。

佐藤課長) この件については、個別計画がありますので体系的にはその計画の中に定める事項となりますが、条例に対する提言としない場合でも、高齢者福祉計画や介護保険事業計画の所管課並びに計画を策定する委員会に対し、この

意見を提出し委員会内で検討していただくよう事務局としては考えています。同様にこの後審議されます「孫育て」は子ども子育て支援事業計画の所管課である健康こども課、「議会の在り方」は報酬等審議会の所管課である総務課を通して、策定する協議会及び審議会に意見を伝え検討して頂くことを考えています。

- 自治基本条例の条文にありますとおり議会は町民に対し議会の審議結果などを公表し、さらに町民との意見交換会を年1回開催することとなっていますが、現状では議員からの情報共有としてのフィードバックが無い状況です。この「議会の在り方」で一番伝えたいことは、最高議決機関である議会は町民の意見をしっかり発言し議会で決められた事や問題点を町民に戻す役割を果たさなければならないということです。

村田委員長) 次に「公募」についてですが、事務局からは公募しても応募が公募人数に達していない状況であるため、現時点においては現行どおり概ね2割程度とすることが望ましいという説明でした。さらに審議会等への応募資格については、特定の人に偏らないようできるだけ多くの町民の方に参加していただきたいことから、兼務は2件までとしているという説明でしたが、このことについて皆様からご意見を頂きたいと思います。

- 公募の定数に達していないことが問題であって、まず定数を満たす努力をしなければいけない。例えば地域別に公募するなど公募方法を工夫する必要があると思います。

佐藤課長) 自治基本条例の17条では審議会等の委員の選任について規定されており、これに基づき「湧別町審議会等の委員公募要綱」を定めています。公募委員については概ね2割を確保することとなっていますが、現状は達していない状況です。そのため事務局の意見としては、要綱に沿った運用がしっかりとされることを町に対して提言することを考えています。また、公募枠を増やすのであれば、要綱にある2件以上の公募による委員の制限について、見直しが必要かどうかを検討する必要があると思います。

- 現在の各種委員会の委員の選任方法では、行政主導の委員会になるため公募の定数を見直し、より多くの町民が各種委員会の委員として参加できるようになればと思いこの意見を出しましたが、事務局からの説明のとおり要綱に沿った運用に努力することを提言することで問題ないと思います。

村田委員長) 次に、「孫育て」についてですが、事務局としては介護者支援で説明した自治基本条例の考え方に基づくと、部門別の計画に該当するため自治基本条例で規定するのは望ましくないということですが、この説明どおりでよろしいか委員の皆様からの意見をお伺いします。

各委員) 異議なし。

村田委員長) 次に、「SDGs-持続可能な地域社会」についてですが、事務局としては、介護者支援と同様に自治基本条例で規定するのは望ましくないということですが、この説明どおりでよろしいか委員の皆様からの意見をお伺いします。ちなみに事務局の説明にもありましたとおり、第3期湧別町総合計画の中ではこの「SDGs」の要素を反映するという事です。

各委員) 異議なし。

村田委員長) 次に、「危機管理」についてですが、事務局としては条例第42条で危機管理について規定されていることから、総則への追加は必要ないということですが、この説明どおりでよろしいか委員の皆様からの意見をお伺いします。

各委員) 異議なし。

村田委員長) 次に、「議会の在り方」についてですが、先ほど事務局からの説明にもありましたが、この委員会から各種委員会などに意見を出すことが出来るという事でしたが、このことについて委員の皆様からの意見をお伺いします。

○出口委員からの「議員の在り方」や「介護者支援」などの問題に対する意見は、これらに関係する誰もが思っている事を意見として出してくれたのだと思います。しかし、自治推進委員会としては、部門別の計画に該当するため提言に盛り込むことはできませんが、これらの意見が役場を通して各部門で検討してもらえる事については良いと思います。

○自治基本条例の議会の部分では、情報共有など様々な議員の責務が明示されており、町民の代表で代弁者である議会議員はその責務を果たす必要があります。そのためには、例えば町民への説明会を年3回開催するなど、もっと議員に対し厳しい条項を設ける姿勢が必要だと思えます。先ほどの議員報酬に

については、事務局より審議会に意見があったことを伝えてもらえるということで大変ありがたいと思いますが、報酬の問題より一番大事なのは、議会そのものがしっかり機能することであり、町民参加や協働を進めていくためには、町民の代表である議員に対しこのような意見を出していくことが必要だと思います。

村田委員長) 条例第29条「議会の責務」では、議員は町民の意見を聴取し議会運営に反映させなければならないとあり、出口委員が言われたとおり議員がこの責務を果たしているかどうかを町民一人ひとりが関心を持ち、また監視しなければならないと思います。しかし、条例は一人を縛るものではなく全体を縛るものになり、出口委員の意見は理解できますが、この意見については自治基本条例には馴染まないものであり、提言に盛り込む事は難しいと思います。

○自治基本条例を制定した当時の委員は、この条例が議会で議決されることがまず重要であったため、条文では議会についてはあまり触れませんでした。議会の事は議員が議員条例などでしっかりやってくれると信じていましたが、現実にはそうはなっていません。

先ほど事務局からの説明でもありましたが、出口委員からの意見を提言として盛り込まなくても、この委員会として意見を出し、関係する委員会などに伝えその中で共有され検討していただけるのであれば、意見として出してもいいと思います。

佐藤課長) 議会、町長、行政のそれぞれの責務については基本条例に明記されています。これまで出された意見も含めて、それぞれが基本条例にしっかり取り組むことを最後に提言の中に加えることを事務局としては考えております。

また、出口委員の議会に対する意見については、個別に条例に規定することは難しいと思いますのでご理解願いたいと思います。

※休憩

村田委員長) 会議を再開します。続きまして「自治会設置条例の見直し」について、担当からの説明をお願いします。

※石塚オブザーバーから資料の内容を説明

村田委員長) 「自治会設置条例の見直し」について、委員の皆様からの意見をお

伺います。

各委員) 意見なし。

### (3) 次回会議日程について

村田委員長) 次回の会議日程について事務局より説明をお願いします。

西海谷主幹) 事務局より二点ほどご説明します。一点目は、今後の会議スケジュールですが、本日を持ちまして全て協議が終了しましたので、答申書の案を事務局で作成しますので、来年の1月下旬に開催する第11回会議で答申書の案について協議していただき、2月下旬を予定しております第12回会議で町長への答申を行います。委員の皆様は任期は来年6月までとなっていますが、答申を以て任務が終了となります。

二点目は、基本条例の見直しに伴う答申内容の住民周知ですが、広報誌とホームページにより住民周知をすることを予定していますが、前は自治推進委員会として啓発用パンフレットを作成し町内全戸配布していることから、今回もパンフレットによる啓発を行う場合は、新年度予算に予算要求することを検討しますので、委員の皆様のご意見をいただきたいと思っております。

村田委員長) 今後の会議スケジュールについては、正式に日程が決まりましたら、皆様にご連絡をさせて頂きたいと思っております。啓発用パンフレットについては、第1期と同様に作成し全戸配布することによろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

### (4) その他

村田委員長) その他として皆さん所属の団体からのお知らせはありますか。

○商工会女性部によるイルミネーションを上湧別地区は役場庁舎前に、湧別地区は今年から総合体育館前に設置しました。来月はTOMにも設置します。

○湧別高校の文化祭がコロナの影響で延期となり、来年は商工会とコラボしてなんとか開催できたらと思っています。

○基本条例の関係もあり、保育所の統合と湧別地区の義務教育学校の二つの説明会に出席してきました。説明会事態の内容や進め方はいいと思っておりますが、参加者に保育所や学校に通っている児童や生徒の親などの関係者がいないよう



に感じました。また二つの会場で同じ人が参加し意見を出していました。なぜ関係者が集まらなかったのか疑問に思うところですが、また、先ほど委員公募のところでも協議しましたが、やはり同じ人が複数の委員会の委員を兼務し同じような内容の意見が出されることは、望ましくないと感じました。

○保育所統合の説明会に参加し、パブリックコメントでも意見を出しましたので、参考までに見て頂ければと思います。

#### **4. 閉 会**

村田委員長) 長時間にわたりご協議頂きまして大変ありがとうございました。以上を持ちまして、第10回目の自治推進委員会を閉会させて頂きたいと思えます。大変ありがとうございました。

終了：午後8時44分